

協力医療機関協定書

本協定合意の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ1通を保管する。

グループホームあんしん・ふらの（以下甲という）と北海道社会事業協会富良野病院（以下乙という）は、以下の事項につき合意する。

（協力医療機関）

第1条

- 1 甲は乙を協力医療機関と定める。
- 2 前項に定める協力医療機関とは、感染症法第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関である。

（相互義務）

第2条 甲及び乙は、双方協議の上、次に掲げる事項について、連携して相互に義務を果たす。

- 1 協力医療機関の連携体制のうち、以下の項目について実行する。  
 新興感染症以外の一般的な感染症発生時の対応を取り決めるとともに、甲の入所者の病状が急変した場合等において、乙は乙の医師または看護職員が甲からの相談に対応する体制を常時確保する。

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は協定日より1年間とし、協定の更新については満了日の1ヶ月前に行う。ただし、甲、乙双方に意義のない場合は、そのまま1年間協定を継続することができる。その後の満了日の場合も同様とする。

（疑義）

第4条 本協定につき疑義が発生したときは、甲、乙協議の上解決にあたる。

（効力の発効）

第5条 本協定は令和6年6月/日より効力を発効する。

令和6年5月15日

甲 （施設住所）富良野市末広町6番22号

（法人名）株式会社e-ケア

（施設名）グループホームあんしん・ふらの

（代表者：役職・氏名）代表取締役 中井朗



乙 （医療機関住所）富良野市住吉町1番30号

（法人名）社会福祉法人 北海道社会事業協会

（医療機関名）富良野病院

（代表者：役職・氏名）院長 角谷 不二雄

